



Q 指定管理者への移行は

桜井 博義 議員

A 民間による管理運営で

Q1 ①指定管理者を公募することにより、公平な運営をどう保つのか。

②制度の導入で村の責任は果たせるのか。
③住民サービス、利用料金は維持されるのか、また住民の声は反映できるのか。
④公募は村内の法人、団体にすべきではないのか。

A1 ①村の権限が定められ、この規定に基づき、条例で指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等を定め、逸脱しないよう公平な運営を確保するものです。

②村が設置者としての基本的な考えは「管理の基準」として条例で定め、責任を明確化しています。
③民間事業者の手法、発想でサービスの向上が期待できます。指定管理者の選定の際に住民の声が反映されるか審査します。

④原則として応募団体の所在地に制約を設けません。ただし、地域住民との協働の観点から村内に限定する場合があります。

障害者自立支援法の影響は

Q2 障害者自立支援法は原則として、利用者に一部の応益負担を求めている。今後の支援サービス、医療費等の障害者への影響は。

A2 従来の個別サービスを自立支援法で一元化して提供し、支給の決定は審査会を設けて行うとしています。利用負担、サービス体制による影響については県などからの情報が届いていないため、お答えできる段階ではありません。

公共輸送の確保対策は

Q3 ①GR通学定期運賃に助成は。
②滝沢駅の利用者減少のなか、利用者数の見直しなど、今後の利用確保に向けた施策は何か。

A3 ①村としての助成は考えていません。

②利用者の減少は一時的なものか推移を見守り、新駅の影響も見極めます。利用の確保に関しては、周辺の開発、路線バスとの接続強化、バス共通カードなど、検討しています。



▲指定管理者の公募が予定されているふるさと交流館